



県章

# 山形県公報

平成29年5月23日（火）

第2846号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…551
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…552
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（最上総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…553
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………（林業振興課）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…554

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………555
- 政治団体の解散……………556
- 資金管理団体の届出事項の異動……………557
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…同
- 同……………（庄内総合支庁建築課）…561

## 告 示

### 山形県告示第404号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年5月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人いぶき会	医療法人いぶき会 メディカルデイサービス La Sante 鶴岡市日枝字小真木原88番1号	通 所 介 護	平成29. 4. 28
社会福祉法人酒田福祉会	デイサービス明日葉 酒田市駅東二丁目3番地の6	通 所 介 護	同

**山形県告示第405号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年5月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人いぶき会	医療法人いぶき会 メディカルデイサービス La Sante 鶴岡市日枝字小真木原88番1号	介護予防通所介護	平成29. 4. 28
社会福祉法人酒田福祉会	デイサービス明日葉 酒田市駅東二丁目3番地の6	介護予防通所介護	同

**山形県告示第406号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年5月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団さつき会	デイサービス明日葉 酒田市駅東二丁目3番地の6	通所介護	平成29. 4. 30

**山形県告示第407号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年5月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団さつき会	デイサービス明日葉 酒田市駅東二丁目3番地の6	介護予防通所介護	平成29. 4. 30

**山形県告示第408号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鮭川村宇津森土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年5月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	黒 坂 峰 昭	最上郡鮭川村大字庭月1978番地
同	堀 米 信 一	同 170番地
同	堀 米 昭 雄	同 2060番地

同	堀 米 康 男	同	1988番地
同	井 上 秀 一	同	1980番地
同	藤 田 智 昭	同	2038番地
同	堀 米 良 一	同	2064番地
監 事	井 上 吉 勝	同	2330番地
同	中 嶋 正 勝	同	2188番地の2
同	井 上 俊 一	同	2367番地

**山形県告示第409号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鮭川村宇津森土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成29年5月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	黒 坂 峰 昭	最上郡鮭川村大字庭月1978番地
同	堀 米 昭 雄	同 2060番地
同	井 上 吉 勝	同 2330番地
同	高 橋 正 行	同 2531番地
同	安 喰 秀 弥	同 佐渡1756番地
同	堀 米 浩	同 庭月2362番地
同	井 上 広 光	同 2056番地
監 事	中 嶋 正 勝	同 2188番地の2
同	伊 藤 健 一	同 川口20番地4
同	井 上 信 也	同 庭月2427番地3

**山形県告示第410号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成29年5月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部林業振興課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成29年5月23日から同年6月6日まで縦覧に供する。

平成29年5月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
寒河江市本町二丁目226番地から 同 三丁目269番地まで	旧	17.8メートル } 9.4	14メートル
同 上	新	23.0メートル } 14.6	同 上

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成29年5月23日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

- 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党山形県土地改良支部	村 上 誠	渡 邊 正 弘	山形市あさひ町16-21	平成 29. 1. 24

- 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
犬飼 司を育てる会	犬 飼 久 弥	奥 山 清	村山市大久保甲716-2	平成 29. 3. 10
あべとしかつ後援会	池 田 義 男	阿 部 洋 子	東田川郡庄内町西野字西野94	同 3. 13

## 山形県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成29年5月23日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党山形県寒河江市第一支部	小野 幸作	会計責任者の氏名	柿 崎 英 二	斉 藤 克 夫	平成 29. 2. 10
自由民主党立川支部	佐藤喜久男	代表者の氏名	佐 藤 喜 久 男	大 滝 力	同 3. 5
自由民主党川西支部	舩山 現人	会計責任者の氏名	金 子 一 郎	遠 藤 章 一	同 3. 31

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
中川勝後援会「米沢創生の会」	中川 勝	公職の種類	米 沢 市 長	山形県議会議員	平成 27. 12. 22
山形県林業政治連盟	佐藤景一郎	会計責任者の氏名	渡 邊 真 司	太 田 純 功	同 28. 4. 1
南陽市東置賜郡医師連盟	粕川俊彦	代表者の氏名	粕 川 俊 彦	後 藤 利 昭	同 5. 27
山形県歯科衛生士連盟	佐藤みどり	主たる事務所の所在地	山形市十日町二丁目4番35号 山形県歯科医師会館内	山形市十日町二丁目4番35号 山形歯科専門学校内	同 5. 29
伊沢よしはると高畠町の未来を語る会	伊澤良治	会計責任者の氏名	黒 田 郊 一	伊 澤 良 治	同 8. 9
佐藤仁一後援会	佐藤将博	代表者の氏名	佐 藤 将 博	佐 藤 将 博	同 10. 1
山本信治後援会	新関彌一郎	代表者の氏名	新 関 彌 一 郎	加 藤 昌 宏	同 11. 1
成沢かずね後援会	成澤和音	主たる事務所の所在地	米沢市窪田町窪田188-8	米沢市窪田町窪田417-1 アルカンシエル204	同 29. 1. 1
山形交通労働組合政治連盟	中川賢一	代表者の氏名	中 川 賢 一	高 橋 末 雄	同 2. 24
		会計責任者の氏名	黒 川 隆	中 川 賢 一	
幸福実現党山形県本部	城取良太	代表者の氏名	城 取 良 太	内 海 浩 唯	同 3. 1
		会計責任者の氏名	井 上 厚 子	森 元 薫	

幸福実現党山形後援会	坂田昌昭	会計責任者の氏名	井上厚子	森元 薫	同
酒田 T R Y 21	北川幸宏	会計責任者の氏名	米屋 貴人	星川 和彦	同 3.10
関井みきお後援会	関井美喜男	会計責任者の氏名	米屋 貴人	星川 和彦	同
山形県民社協会酒田支部	関井美喜男	会計責任者の氏名	米屋 貴人	星川 和彦	同
高橋よしあき後援会	高橋義明	会計責任者の氏名	枝松 茂樹	枝松 寛	同 3.12
小松原俊後援会	堀弥志男	代表者の氏名	堀 弥志男	小松原 与八	同 3.20
ブドウ党	熊谷祥太	会計責任者の氏名	熊谷 祥太	池田 孝子	同 3.21
向 上 会	渋間佳寿美	会計責任者の氏名	谷中 拓也	渋間 友香理	同 3.24
トライ21倶楽部	坂野良典	代表者の氏名	坂野 良典	細谷 英司	同
		会計責任者の氏名	齋藤 陽介	長南 尚弥	
山形向上会	渋間佳寿美	会計責任者の氏名	谷中 拓也	渋間 友香理	同
米沢向上会	渋間佳寿美	会計責任者の氏名	谷中 拓也	渋間 友香理	同
阿部賢一後援会	阿部きよ子	主たる事務所の所在地	西村山郡朝日町大字今平1番地	西村山郡朝日町大字宮宿308番地の3	同 3.27
		代表者の氏名	阿部 きよ子	白田 金次郎	
		会計責任者の氏名	阿部 武人	阿部 正義	

山形県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成29年5月23日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
木村章一後援会	茂木 克博	平成28.12.31
賢政会	阿部 賢一	平成28.12.31
中村仁一後援会	伊藤 英一	平成29.3.5
梅津つとむ後援会	鹿間 慶彦	平成29.3.7

ゆうじを育てる会	長岡裕二	平成29. 3. 29
----------	------	-------------

## 山形県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成29年5月23日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
中川 勝	中川勝後援会「米沢創生の会」	公職の種類	米沢市長	山形県議会議員	平成27.12.22

## 山形県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成29年5月23日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
阿部 賢一	賢政会	平成28.12.31

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年5月23日

山形県知事 吉村 美栄子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募集約戸数	区分	家賃				摘要			
					収入が104,000円以下 の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営中田第1ア アパート1号	米沢市中田町 658-3	住宅形式 2DK 1戸当たり 住戸専用 面積 54.7 平方メートル	1	特定目的用 (高齢・身障用)	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 6号	同	同	1	同	21,100	24,400	27,900	31,500	36,000	41,500		单身可
同 関口アパー ト3号	南陽市宮内352 -3	同	1	同	19,800	22,900	26,200	29,500	33,800	39,000		单身可
同 太田町アパ ート2号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	1	一般用	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300		单身可
同	同	同	1	同	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300		
同 春日アパー ト3号	同 春日五丁 目2-43	同	1	同	26,200	30,300	34,600	39,100	44,700	51,500		
同 中田第2ア アパート2号	同 中田町 901-2	同	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	2	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		
同 成島アパー ト1号	同 成島町三 丁目2-96	同	1	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,400		
同 中田第1ア アパート1号	同 中田町 658-3	同	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900		
同 2号	同	同	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	单身可	
同	同	同	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400		
同 3号	同	同	1	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,600	45,700		
同 城北アパー ト1号	同 城北二丁 目3-65	同	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400		



同 関口アパー ト1号	南陽市宮内352 -3	同	68.0	1	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,600	
同 桜木アパー ト2号	同 三間通 1229-1	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 館之北アパ ー1	東置賜郡川西町 大字中松3017 -1	同	67.4	1	同	19,300	22,300	25,600	28,800	32,900	38,000	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年6月5日から同月9日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成29年6月9日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成29年8月上旬

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年5月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃				摘要		
					収入が104,000円以下 の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営美原了パー ト3号	鶴岡市美原町19 -23	住宅形式 3DK 1戸当たり 住戸専用 面積 77.0 平方メートル	1	一般用	21,400	24,700	28,300	31,900	36,400	42,000	3月分 の家賃 に相当 する額
同 東部了パー ト1号	同 朝陽町6 -25	同	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同	同	同	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 東部了パー ト3号	同 6 -6	同	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	
同 茅原了パー ト1号	同 茅原草 見鶴16-1	同	7	同	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,300	
同 2号	同	4DK	2	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	
同 3号	同	3DK	1	同	17,000	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同	同	同	1	同	17,000	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同 城南了パー ト1号	同 城南町9 -34	同	1	同	18,500	21,400	24,500	27,600	31,500	36,400	
同 末広了パー ト1号	同 末広町23 -63	2LDK	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同	同	3DK	2	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同 2号	同 23 -62	2LDK	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同	同	3DK	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同 大西町住宅	同 大西町21 -9-2	3DK	1	同	24,600	28,500	32,500	36,700	42,000	48,400	

同 川南アパー ト1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	4	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,500	单身可
同	同	同	51.2	1	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,500	
同 2号	同 1-2	同	51.2	1	同	15,600	18,000	20,600	23,300	26,600	30,700	单身可
同 川南住宅3 号	同 1-3	同	54.6	2	同	16,500	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	
同	同	同	54.6	1	同	16,500	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	单身可
同 4号	同 1-4	3K	54.6	1	同	16,700	19,300	22,100	24,900	28,500	32,900	
同 川南アパー ト5号	同 1-5	3K	55.7	1	同	17,200	19,800	22,700	25,600	29,200	33,700	单身可
同 こがねアパ ート2号	同 こがね町 一丁目21-11	3DK	58.4	1	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	
同 3号	同 21-14	同	61.0	2	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000	
同 東泉アパー ト1号	同 東泉町四 丁目15-21	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 2号	同 15-22	同	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	
同 鳥海アパー ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	4	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	
同 2号	同	同	69.2	4	同	23,500	27,100	31,000	35,000	40,000	46,100	
同 3号	同	同	70.2	1	同	24,100	27,800	31,800	35,900	41,100	47,400	
同 余目アパー ト	東田川郡庄内町 余目字大塚93-1	同	62.6	1	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700	
同 狩川アパー ト	同 狩川字山居22	同	58.0	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成29年6月5日から同月9日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成29年6月9日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

## 5 入居の時期 平成29年8月上旬